

# 公募要項の主な改正点等

# 1 「特定不正行為が認められた研究者に対する競争的研究費の交付の制限の考え方」の策定に伴う公募要項の改正

## 【改正の背景】

特定不正行為が認められた場合に講じる措置の内容や措置の対象となる研究者の範囲について、「特定不正行為が認められた研究者に対する競争的研究費の交付の制限の考え方」において定められたことから、研究者がそれをあらかじめ承知して応募又は契約することができるよう、取り計らう必要がある。



## 【厚生労働科学研究における対応】

令和7年度一次公募要項より、「特定不正行為が認められた研究者に対する競争的研究費の交付の制限の考え方」を踏まえて措置を講じる旨を記載する。

(参考) 公募要項 新旧表

旧	新
<p>4 応募に当たっての留意事項            (2) 不正経理等及び研究不正への対応について            イ 研究上の不正について</p> <p>科学技術の研究は、事実に基づく研究成果の積み重ねの上に成り立つ壮大な創造活動であり、この真理の世界に偽りを持ち込む研究上の不正は、科学技術及びこれに関わる者に対する信頼性を傷つけるとともに、研究活動の停滞をもたらすなど、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものです。そのため研究者は、所属する機関の定める倫理綱領・行動指針、日本学術会議の示す科学者の行動規範等を遵守し、高い倫理性を持って研究に臨むことが求められます。</p> <p>このため、補助金においては、研究上の不正を防止し、それらへの対応を明示するために、総合科学技術・イノベーション会議からの意見具申「研究不正行為への実効性のある対応に向けて」（平成26年9月19日）を踏まえ、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成27年1月16日厚生科学課長決定）（以下「研究不正ガイドライン」という。）を策定しました。</p> <p>研究活動の不正行為に対しては、研究不正ガイドラインに基づき、補助金の打ち切り及び返還、一定期間交付の対象外とする、申請の不採択、不正の内容（不正を行った研究者の氏名を含む。）及び措置の公表、他府省への情報提供等の対応を行います。</p>	<p>4 応募に当たっての留意事項            (2) 不正経理等及び研究不正への対応について            イ 研究上の不正について</p> <p>科学技術の研究は、事実に基づく研究成果の積み重ねの上に成り立つ壮大な創造活動であり、この真理の世界に偽りを持ち込む研究上の不正は、科学技術及びこれに関わる者に対する信頼性を傷つけるとともに、研究活動の停滞をもたらすなど、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものです。そのため研究者は、所属する機関の定める倫理綱領・行動指針、日本学術会議の示す科学者の行動規範等を遵守し、高い倫理性を持って研究に臨むことが求められます。</p> <p>このため、補助金においては、研究上の不正を防止し、それらへの対応を明示するために、総合科学技術・イノベーション会議からの意見具申「研究不正行為への実効性のある対応に向けて」（平成26年9月19日）を踏まえ、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成27年1月16日厚生科学課長決定）（以下「研究不正ガイドライン」という。）を策定しました。</p> <p>研究活動の不正行為に対しては、研究不正ガイドラインに基づき、補助金の打ち切り及び返還、一定期間交付の対象外とする、申請の不採択、不正の内容（不正を行った研究者の氏名を含む。）及び措置の公表、他府省への情報提供等の対応を行います。</p> <p><u>なお、交付の対象外とする措置については、「特定不正行為が認められた研究者に対する競争的研究費の交付の制限の考え方」を踏まえて講じます。</u></p>

2 「「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言」を踏まえた 各府省における対応について」（令和6年8月27日付け事務連絡）に伴う公募要項の改正

## 「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言」を踏まえた 各府省における対応について」（令和6年8月27日付け事務連絡）のポイント

- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）に基づくサプライチェーン強靱化の取組においては、我が国が優位性を有する特定重要物資やその部素材について、国から資金支援を行う場合、一定の技術流出防止措置を求めているところ。
- このような背景の中、研究開発成果を企業等で社会実装することを見据えたものを念頭に、国際動向や国際化への対応も考慮し、「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」(令和6年6月4日経済安全保障法制に関する有識者会議)において、国が支援を行う研究開発プログラムに関しても、我が国の技術優位性の強化を目指す技術領域及び将来の我が国の技術優位性の創出を目指す技術領域における研究開発成果の技術流出防止のため、入口から出口までの段階に応じた対策が必要である旨とまとめられた。
- 各府省において、イノベーションの促進を阻害しないようにすることにも留意しつつ、同提言を踏まえ、技術流出防止措置の実施を措置する必要がある。



### 【厚生労働科学研究における対応】

公募要項を改定し、令和7年度一次公募要項より、対象となる研究課題において技術流出防止措置を求めることを記載する。

## (1) 対象とする技術領域の例

主に

- ① 破壊的技術革新が進む技術をはじめ、将来の技術優位性の創出を目指す技術領域
- ② 我が国が技術優位性を持つ技術領域(ただし、認定された供給確保計画の対象となる特定重要物資等を除く。)

特定重要技術が含まれ得る技術領域を幅広く対象として検討を行う観点から、「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」(令和4年9月30日 閣議決定)第1章第3節(2)において具体的な技術領域<sup>※1</sup>が記載されており、これも踏まえ、検討いただくようお願いします。

※1 バイオ技術、医療・公衆衛生技術(ゲノム学含む)、人工知能・機械学習技術、先端コンピューティング技術、マイクロプロセッサ・半導体技術、データ科学・分析・蓄積・運用技術、先端エンジニアリング・製造技術、ロボット工学、量子情報科学、先端監視・測位・センサー技術、脳コンピュータ・インターフェース技術、先端エネルギー・蓄エネルギー技術、高度情報通信・ネットワーク技術、サイバーセキュリティ技術、宇宙関連技術、海洋関連技術、輸送技術、極超音速、化学・生物・放射性物質及び核(CBRN)、先端材料科学等

## (2) 対象とする研究開発プログラム

(1)に示す技術領域に含まれ、令和7年度以降の予算を基に新たな事業として開始する、社会実装を見据えた研究開発プログラム<sup>※2</sup>(主に政府機関からの委託、補助によって行われるもの)のうち、特に、国際共同研究にあたり相手国から求められる場合や、同志国等と対等な立場で実施するために必要な場合を念頭に、事業規模<sup>※3</sup>やその事業を実施することが想定される企業の規模等も考慮しつつ、各府省にて技術流出防止措置が必要であると判断したもの。

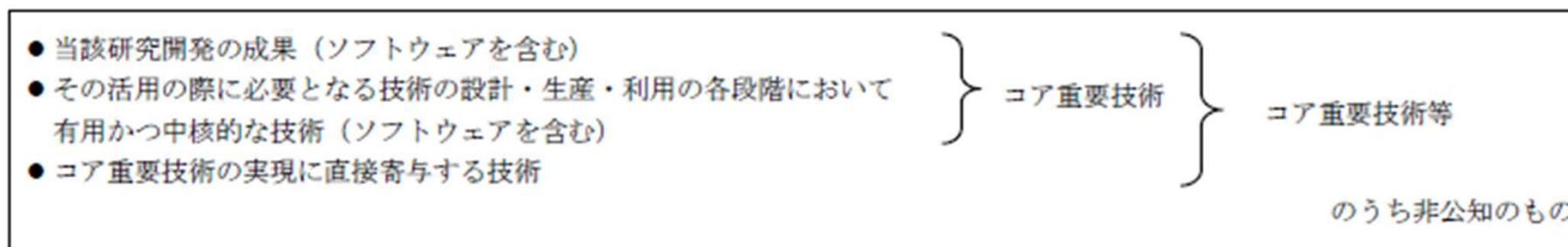
※2 研究開発実施主体が研究開発プログラムの成果を用いて営業活動を行うことを想定しているもの。

※3 事業規模は、例えば、研究開発プログラムにおいて採択された個別の研究開発機関(企業等)への支援額が、少なくとも年間10億円以上のものについては対象とすることが考えられる。(10億円未満の事業については各府省において対象とする必要性を含めて検討。)

### (3) 技術流出防止措置

(2)に示す対象とする研究開発プログラムにおける、当該研究開発の成果及びその活用の際に必要となる技術の設計・生産・利用の各段階において有用かつ中核的な技術(ソフトウェアを含む)(以下「コア重要技術」という。)、並びに、コア重要技術の実現に直接寄与する技術(以下「コア重要技術等<sup>※4、5</sup>」という。)のうち非公知のものについて、その流出を防止するために、例えば、以下(ア)から(ウ)までに掲げるような措置が取られるよう公募等の際に考慮する。

※4 コア重要技術等についての補足説明は以下のとおり。



「当該研究開発の成果」: 国による資金を用いて実施した研究開発プログラムによって研究開発される技術(技術流出した際に、我が国の技術優位性の強化又は創出に影響があるもの)  
「研究開発成果の活用の際に必要となる技術」: 研究開発の成果を用いた製品・サービス化等の際に必要な研究開発成果以外の技術。例えば、製品化の際に必要な製造設備やソフトウェア等。

「設計の段階において有用かつ中核的な技術」: 設計の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術

「生産の段階において有用かつ中核的な技術」: 生産の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術

「利用の段階において有用かつ中核的な技術」: 利用の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術

「コア重要技術の実現に直接寄与する技術」: その技術を知ることによってコア重要技術が漏洩する可能性がある技術。例えば、コア重要技術の開発手順や設計・生産に必須となる製造装置などのパラメータ設定、サンプルの試験方法や計測法、原材料の配合などのノウハウが該当。

※5 コア重要技術等の具体的なイメージ例は以下のとおり。

・〇〇素材の生産の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する温度・湿度条件

・〇〇プログラムを設計する段階において必ず使用され、かつ性能を決定するデータなど



## 技術流出措置の具体的対応

具体的には、支援を行う各府省(所管する国立研究開発法人を含む。)において、研究開発の公募等の段階で、コア重要技術等について、例えば、以下(ア)から(ウ)までに掲げるような技術流出防止措置が要件であることを示し、研究開発の実施を希望する者に対し、コア重要技術等を特定し、その流出を防止するための具体的な取組について公募等の提案書に記載させるなどして確認を行う。各府省(所管する国立研究開発法人を含む。)においては、コア重要技術等の特定及び取組の適否について確認した上で、研究開発実施段階においても、必要に応じてその履行状況を定期的にレビューする等、コア重要技術等の流出を防止するために必要な措置を講じる。

### 【技術流出防止措置の一例】

#### (ア)コア重要技術等へのアクセス管理

コア重要技術等にアクセス可能な従業員を必要最小限の範囲に制限し、及び適切な管理を行うために必要な体制や規程(社内ガイドライン等含む。)を整備すること。

#### (イ)コア重要技術等にアクセス可能な従業員の管理

(ア)に規定する従業員に対し相応の待遇(賃金、役職等の向上)を確保する等の手段により、当該従業員の退職等を通じたコア重要技術等の流出を防止する措置を講じるとともに、当該従業員が退職する際にはコア重要技術等に関する守秘義務の誓約を得ること。また、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働契約法(平成19年法律第128号)その他関係する法律の諸規定に十分配慮しつつ、退職後の競業禁止義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組を行うこと。

#### (ウ)取引先(共同研究パートナー等のサードパーティを含む。以下同じ。)における管理

国の支援を受けて研究開発を実施する者(以下「受託者等」という。)ではなく、取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア重要技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、(ア)及び(イ)に相当する内容の措置を講じることを求め、その履行状況を定期的にレビューする等、取引先からのコア重要技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)及び下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)の諸規定に十分配慮すること。

(参考) 公募要項 新旧表

旧	新
(新設)	<p><u>(21)重要な技術の流出防止措置について</u></p> <p><u>バイオ技術、医療・公衆衛生技術等の「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」(令和4年9月30日閣議決定)第1章第3節(2)において示されている技術領域※1に関する研究課題であって、令和7年度以降に新規に開始する課題については、以下のとおりコア重要技術等※2に対して技術流出防止措置※3を講じてください。</u></p> <p><u>年度あたりの交付額が10億円以上となる場合、コア重要技術等を特定するとともに、その流出を防止するために必要な措置を講じ、これらの具体的な内容を研究計画書に記載してください。</u></p> <p><u>年度あたりの交付額が10億円未満の場合においては、各研究事業の照会先に個別に相談してください。コア重要技術等の性質等に応じた流出防止措置を行うことが適切である場合は、該当するコア重要技術等及びその流出を防止するために必要な措置の具体的な内容を研究計画書に記載してください。</u></p> <p><u>なお、コア重要技術等に該当するものが生じることが見込まれない場合は、研究計画書に該当がない旨を記載してください。</u></p> <p>※1 バイオ技術、医療・公衆衛生技術(ゲノム学含む)、人工知能・機械学習技術、先端コンピューティング技術、マイクロプロセッサ・半導体技術、データ科学・分析・蓄積・運用技術、先端エンジニアリング・製造技術、ロボット工学、量子情報科学、先端監視・測位・センサー技術、脳コンピュータ・インターフェース技術、先端エネルギー・蓄エネルギー技術、高度情報通信・ネットワーク技術、サイバーセキュリティ技術、宇宙関連技術、海洋関連技術、輸送技術、極超音速、化学・生物・放射性物質及び核(CBRN)、先端材料科学等</p> <p><u>(※次ページに続く)</u></p>

(参考) 公募要項 新旧表

旧	新
(新設)	<p><u>(21)(※前ページから続く)</u></p> <p>※2 コア重要技術:研究課題の成果及びその活用の際に必要な技術の設計・生産・利用の各段階において有用かつ中核的な技術(ソフトウェアを含む。)</p> <p>コア重要技術等:コア重要技術及びコア重要技術の実現に直接寄与する技術</p> <p>(注)コア重要技術、コア重要技術等いずれも公然と知られていないものに限る。</p> <p>コア重要技術等についての補足説明は以下のとおり。</p> <p>「当該研究開発の成果」:国による資金を用いて実施した研究開発プログラムによって研究開発される技術(技術流出した際に、我が国の技術優位性の強化又は創出に影響があるもの)</p> <p>「研究開発成果の活用の際に必要な技術」:研究開発の成果を用いた製品・サービス化等の際に必要な研究開発成果以外の技術。例えば、製品化の際に必要な製造設備やソフトウェア等。</p> <p>「設計の段階において有用かつ中核的な技術」:設計の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術</p> <p>「生産の段階において有用かつ中核的な技術」:生産の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術</p> <p>「利用の段階において有用かつ中核的な技術」:利用の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術</p> <p>「コア重要技術の実現に直接寄与する技術」:その技術を知ることによってコア重要技術が漏洩する可能性がある技術。例えば、コア重要技術の開発手順や設計・生産に必須となる製造装置などのパラメータ設定、サンプルの試験方法や計測法、原材料の配合などのノウハウが該当。</p> <p><u>【コア重要技術等の具体的なイメージ例】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・○○素材の生産の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する温度・湿度条件</li> <li>・○○プログラムを設計する段階において必ず使用され、かつ性能を決定するデータ _____ など</li> </ul> <p><u>(※次ページに続く)</u></p>

(参考) 公募要項 新旧表

旧	新
(新設)	<p><u>(21)(※前ページから続く)</u> <u>※3 技術流出防止措置の一例</u> <u>(ア)コア重要技術等へのアクセス管理</u> コア重要技術等にアクセス可能な研究者等を必要最小限の範囲に制限し、及び適切な管理を行うために必要な体制や規程(研究機関内のガイドライン等含む。)を整備すること。 <u>(イ)コア重要技術等にアクセス可能な研究者等の管理</u> (ア)に規定する研究者等に対し相応の待遇(賃金、役職等の向上)を確保する等の手段により、当該研究者等の退職等を通じたコア重要技術等の流出を防止する措置を講じるとともに、当該研究者等が退職する際にはコア重要技術等に関する守秘義務の誓約を得ること。また、関係する法律の諸規定に十分配慮しつつ、退職後の競業避止義務の誓約についても当該研究者等の同意を得るための取組を行うこと。 <u>(ウ)取引先(共同研究パートナー等のサードパーティを含む。以下同じ。)における管理</u> 国の支援を受けて研究開発を実施する者(以下「受託者等」という。)ではなく、取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア重要技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、(ア)及び(イ)に相当する内容の措置を講じることを求め、その履行状況を定期的にレビューする等、取引先からのコア重要技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)及び下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)の諸規定に十分配慮すること。</p>

### 3 「厚生労働科学研究による研究データの管理・利活用に関するガイドライン」の改定

## 【背景】

研究活動の実施により取得された研究データの管理・利活用に関しては、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）や「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められている。

これらを踏まえ、令和5年12月22日に、厚生労働科学研究における研究データの管理・利活用の具体的な運用を定めるため、新たに「厚生労働科学研究による研究データの管理・利活用に関するガイドライン」を策定（令和5年12月22日科発1222第3号）し、データマネジメントプラン（DMP）及びこれと連動したメタデータの付与を行う仕組みを策定した。



## 【今後の厚生労働科学研究に関する対応】

本ガイドラインは、令和6年度より新規に開始する全ての研究課題に適用することとしており、今後研究終了する課題について、メタデータの登録及び公開並びにメタデータの件数の報告を行うことができるよう、厚生労働科学研究成果データベースの改修等、必要な措置を行う。また、当該改修、内閣府からの情報を踏まえ、ガイドラインについて必要な改定を行う。